解散公告

当社は、平成二十六年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十日

東京都港区三田二丁目一四番七―一二〇四号

株式会社ジャパンアシスト

代表清算人　星野　龍治

解散公告

当社は、平成二十六年七月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十日

名古屋市緑区若田二丁目八一一番地

有限会社ビズ

清算人　高野　裕夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十日

大阪市都島区高倉町三丁目四番二四―二〇一号

有限会社日本エイジ

清算人　辻　博子

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十日

大阪府豊中市庄内西町二丁目二三番二七号

共立興業株式会社

代表清算人　大谷　裕信

解散公告

当社は、平成二十六年七月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十日

大阪市中央区（大阪市南区日本橋一丁目二二番三号）

三隆有限会社

清算人　野村　剛司

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十日

大阪府東大阪市若江南町三丁目八番三九号

有限会社エコ・ドリーム

清算人　行待　徳恵

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十日

大阪府八尾市幸町六丁目四二番地

株式会社近畿環境衛生開発

代表清算人　行待　徳恵

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十日

和歌山県海草郡紀美野町福田一五二番地の一

西田運送有限会社

清算人　西田　善行

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十日

島根県出雲市日下町二四六番地

有限会社倉橋鉄工所

清算人　倉橋扶美子

解散公告

当社は、平成二十六年七月二十日開催の株主総会の決議により平成二十六年八月三日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十日

佐賀県唐津市栄町二五七〇番地七サーパス栄町六〇一号

株式会社エクスカリバー商事

代表清算人　今若　和夫

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十日

熊本県山鹿市大字山鹿一七四〇番地

ＮＰＯ法人たつのこたろう

清算人　福田　研

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月三日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十日

千葉県館山市北条一五四八番地

宗教法人陽気づくめ安房教会

清算人　山口　和子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十日

東京都港区南麻布五丁目一三番一二号

社団法人日本大衆音楽文化協会

代表清算人　久保田育夫

解散公告（第一回）

当法人は、法定の移行期間の満了により、平成二十五年十一月三十日付をもって解散したものとみなされたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十日

大阪府池田市室町七番一三号

社団法人室町会

代表清算人　上田　滋

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年八月八日大阪市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十日

大阪府大阪市北区梅田一丁目一二番三九号

茶屋町東地区市街地再開発組合

代表清算人　松塚　澄夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年二月一日開催の責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十日

奈良県御所市大字柳原二四三番地の四

宗教法人西念寺

清算人　吉田　智正

配当公告

岐阜市芥見薬師洞五五七六番地の三

破産者　岐阜中央開発株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十五年（フ）第八八七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金七九五、六七九、九一一円

（内優先的破産債権額

金二、六四〇、八六四円）

一、配当することのできる金額

金四一、八六二、四二〇円

（内優先的破産債権額

金二、六四〇、八六四円）

平成二十六年八月二十日

名古屋市中区丸の内一丁目二番九号長尾ビル四階

破産管財人　髙柳　元